



グリーン購入法 基本方針対応状況 (電子計算機)

ソフトバンクの電子計算機における「グリーン購入法 基本方針(令和2年2月7日変更閣議決定)」の対応は本ページ「グリーン購入法 基本方針対応状況(電子計算機)」の「1.1 ~ 3.1.2」の通りとなっております。

※電子計算機の基本方針は、5つの「判断の基準」と8つの「配慮事項」から構成されています。
(環境省のグリーン購入法.net(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)
「環境物品等の調達に関する基本方針(令和2年2月7日変更閣議決定)」より抜粋)

※次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ① 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
- ② 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの
- ③ 4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- ④ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑤ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑥ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑦ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

判断の基準①	対応
<p>① サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に80/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>※「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。</p>	<p>・機種毎の状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1~3.1.2)」をご参照ください。</p>

判断の基準②	対応
<p>②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に100/70を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。</p> <p>イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>ウ. ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。</p> <p>エ. シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>※「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。</p>	<p>・機種毎の状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

判断の基準③	対応
<p>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。</p> <p>※「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>※パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。</p>	<p>・機種毎の状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

判断の基準④	対応
<p>④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>※「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。</p> <p>※「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。</p> <p>ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。</p> <p>イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。</p> <p>※一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。</p>	<p>・機種毎の状況につきましては、「メーカー別詳細項目（3.1.1～3.1.2）」をご参照ください。</p>

判断の基準⑤	対応
<p>⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>※「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。</p> <p>※「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>※筐体又は部品には本体機器に付属するACアダプタ等を含む。また、サーバ型電子計算機及びシンクライアントには適用しない。</p>	<p>・機種毎の状況につきましては、「メーカー別詳細項目（3.1.1～3.1.2）」をご参照ください。</p>

配慮事項①	対応
<p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上工夫がなされていること。</p>	<p>・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

配慮事項②	対応
<p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池(バッテリー)の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p>	<p>・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

配慮事項③	対応
<p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p>	<p>・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

配慮事項④	対応
<p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。</p>	<p>・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

配慮事項⑤	対応
<p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p>	<p>・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。</p>

配慮事項⑥	対応
⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。	・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。

配慮事項⑦	対応
⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。

配慮事項⑧	対応
⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	・機種毎の対応状況につきましては、「メーカー別詳細項目(3.1.1～3.1.2)」をご参照ください。

シャープ株式会社(1)

判断の基準:実施状況

判断の基準	Dynabook Chromebook C1
①	— *1
②	◎ *2
③	◎
④	— *3
⑤	◎

*1: サーバー型ではないため対象外になります。

*2: ア、イの基準を満たしています。

*3: 行政事務用ではないため対象外になります。

シャープ株式会社(2)

配慮事項①

製品の携行性向上および省資源化のために、筐体設計などで強度を保ちながら軽量化できる設計を実施しております。また、修理体制を構築し、万が一故障が発生しても、修理し機能を回復でき、長期使用ができるようにしております。さらに、原材料の再生利用を考慮し、再生しやすい原材料の選定、材料毎に分別可能な設計、そして、必要な部品への材料表示の実施等を行っております。

配慮事項②

行政事務用ではありません。

配慮事項③

現在は製品品質的な観点から未使用ですが、製品のリサイクル容易化設計に努めております。

配慮事項④

基準を満たしております。

配慮事項⑤

マグネシウム合金の筐体使用はありません。

配慮事項⑥

取扱説明書のオンラインマニュアル化を実施しております。

配慮事項⑦

包装は単一素材で設計されており、再生しやすい材料を使用しております。また、欧州包装材指令に適合しており、包装材にPVCは使用していないなど材料面での環境配慮を行っております。さらに、廃棄時のリサイクル性を考え、必要な材料表示を実施しております。

配慮事項⑧

包装材について、お客様のご要望により本体とともに回収することができるよう対応しております。